

# 議 案 参 考 資 料

[令和 7 年第 2 回定例会(6 月)]

[担当課(室)係]

人材育成課 人材育成担当

## 議案名

議案第 49 号 桐生市職員退隠料等給与条例等を廃止する条例案

## 趣旨・目的

地方公務員等共済組合法の施行前に本市を退職した職員の遺族に対し、桐生市職員退隠料等給与条例の規定に基づき遺族扶助料を支給してきましたが、その遺族が亡くなり、同条例の適用を受ける者がいなくなったことから、同条例及び関係条例を廃止するものです。

## 概 要

桐生市職員退隠料等給与条例及び同条例についての特例を定めている条例を廃止するものです。

「退隠料」とは、退職した地方公務員等に対し条例に基づき支給される年金です。

(施行期日：公布の日)

## 背景・経過

地方公務員等共済組合法が施行された昭和 37 年 12 月 1 日前に退職した職員又はその遺族については、桐生市職員退隠料等給与条例で退隠料等の支給について定めており、令和 2 年度以降、同条例の適用者は 1 人となっていました。